**議員の報酬等の改定**

**議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正**

議員の報酬については、人事院勧告、県内の類似市の状況、財政状況、職員の給与改定状況、消費者物価指数の推移等を基に、長久手市特別職報酬等審議会で審議されました。

　　審議の結果、下記の理由により増額改定が適当という答申でした。

・物価高騰により消費者物価指数も上昇していること

・令和5年度人事院勧告に基づき、一般職員は増額改定されていること

・本市の経常収支比率は95.1％で厳しい財政状況にあり、市民の意見を収集する議員の役割・責任が増加していること

・若い市民に議員になる意欲を高めてもらうことも必要であること

審議会からの答申を受け、市議会では答申のとおり、全ての区分で1,000円増額する条例改正をしました。

※令和5年5月1日号と同様の表と注釈を記載してください（別紙指示のとおり）